

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………

（福祉保健局保健政策部保健政策課……………）

○東京都営空港条例施行規則の一部を改正する規則……………

（港湾局離島港湾部管理課……………）

告示

○特定計量器定期検査の実施……………

（生活文化局計量検定所検査課……………）

○土地区画整理組合の定款の変更認可……………

（都市整備局市街地整備部区画整理課……………）

○土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………

（同……………）

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………

（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課……………）

○都道の区域変更……………

（建設局道路管理部路政課……………）

○平成三十年東京都選挙管理委員会告示第六十二号（政治団体の届出）の一部訂正……………

（政治団体の届出事項の異動の届出）の一部訂正……………

○平成三十年東京都選挙管理委員会告示第八十号（政治団体の届出事項の異動の届出）の一部訂正……………

（全国自治宝くじ事務協議会……………）

規則

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年六月八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十四号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号二中「第七条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び立入検査」を「立入検査及び質問」に改め、同号ホ中「第七条の二」を「第七条の二各項」に改める。

第一条第三十五号ロ及びハ中「行つた」を「した」に改め、同号ナ中「立入検査及び提出命令」を「及び立入検査」に改め、同号中ウをキとし、ムをウとし、ラをムとし、ナの次に次のように加える。

ラ 法第二十五条第二項の規定による診療所及び助産所に対する診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出命令並びに診療所及び助産所の開設者の事務所その他の運営に係る場所への立入検査

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、第一条第三十五号の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都営空港条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年六月八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十五号

東京都営空港条例施行規則の一部を改正する規則

東京都営空港条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「当該指定管理者」の下に「。次項において同じ。」を加え、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、「場合」の下に「（国内定期航空運送事業

に係る届出を除く。)を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書及び前項ただし書」に、「同項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、条例第四条第一項の規定により、国内定期航空運送事業(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業をいう。以下同じ。)のために空港を使用しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の二による届出書を、知事に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由によつて届出書によることが困難な場合には、当該事項を電話又は電信により、届け出ることができる。

一 使用しようとする空港名及び日時

二 住所及び氏名(法人にあつては、所在地及び名称)

三 使用予定航空機の型式及び国籍登録記号

四 前各号に掲げるもののほか、使用について必要な事項

別記第一号様式を次のように改める。

別記
第一号様式(第1条の2関係)

空港使用届出書

東京都営空港条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日
住所
電話番号
氏名

(注)にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東京都知事 殿

| | | |
|-------------------------------|--|------------------------|
| 1 使用しようとする空港名 | | |
| 2 使用しようとする空港施設 | (イ) 滑走路 (ロ) エアロン | |
| 3 使用の目的 | (イ) 航空運送事業(国内定期航空運送事業は除く) (ロ) 航空機使用事業 (ハ) その他 (上記の(イ)(ロ)(ハ)の具体的な飛行目的) | ※(飛行目的コード) |
| 4 使用予定航空機 | (イ) 型式 (ロ) 国籍登録記号 (ハ) 最大離陸重量 | トン |
| 5 使用日時 | (ニ) 騒音値 離陸・着陸 離陸・着陸 | 年 月 日 時 分 年 月 日 時 分 |
| 6 飛行経路 (巡回飛行の場合は飛行する地名を記入) | (出発地) (巡回飛行) (目的地) | ～ |
| 7 ※操縦者及び搭乗者等の氏名 | 操縦者 搭乗者 | 人 |
| 8 その他 | | |

| | |
|---------------|---|
| 届出者は、記載しないこと。 | |
| 受付者 | 交付日 年 月 日 |
| 使用料 | (イ) 即時 (ロ) 一括 (イ) 着陸料 (ロ) 停置料 (イ) 納入通知書発行日 年 月 日 取扱者 |

(注) 4(ニ)は、東京都営空港条例別表第1 1イ(2)に該当する場合に記入すること。
※は、使用する空港から指定された場合記入すること。
(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式2 (第1条の2関係)

空港使用届出書 (国内定期航空運送事業)

No. _____

東京都営空港条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所
電話番号
氏名

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東京都知事 殿

| | | | |
|---|-------------|------------|-------|
| 1 | 使用しようとする空港名 | | |
| 2 | 使用予定航空機 | (イ) 型式 | |
| | | (ロ) 国籍登録記号 | |
| | | (ハ) 最大離陸重量 | トン |
| | (ニ) 騒音値 | EINデシベル | |
| 3 | 使用日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 4 | 運航路線 | ～ | |
| 5 | 発着時間 | | |
| 6 | その他の | | |

風出者は、記載しないこと。

| | | | |
|-----|----------|--------------|---------|
| 受付者 | 受付日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 使用料 | (イ) 即時 | (イ) 着陸料 | (ロ) 停留料 |
| | (ロ) 一括 | (イ) 納入通知書発行日 | 年 月 日 |
| | (ロ) 納付期限 | 年 月 日 | 取扱者 |

(注) 2 (ニ) は、東京都営空港条例別表第1 1イ (2) に該当する場合に記入すること。

(日本工業規格A列4番)

別記第二号様式及び第二号様式の二を次のように改める。

第2号様式 (第2条関係)

空港使用許可申請書

No. _____

東京都営空港条例第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所
電話番号
氏名

印

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東京都知事 殿

| | | | |
|---|-----------------------|--------|------------|
| 1 | 使用しようとする空港名 | | |
| 2 | 使用目的 (具体的に記入すること。) | (イ) 型式 | (ロ) 国籍登録記号 |
| 3 | 使用予定航空機の型式号及び国籍登録記号 | | |
| 4 | 使用日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 5 | 飛行路線 | ～ | |
| 6 | その他の | | |

(日本工業規格A列4番)

第2号様式の2（第2条関係）

空港使用許可申請書

No. _____

東京都管空港条例第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所
電話番号
氏名

（法人にあつては、その事務所所在地、名称及び代表者の氏名）

東京都知事 殿

| | | |
|---|------------------------|----------------------|
| 1 | 使用しようとする空港名 | |
| 2 | 使用の目的 (具体的に記入すること。) | |
| 3 | 使用予定航空機の型式 及び国籍登録記号 | (イ) 型式 (ロ) 国籍登録記号 |
| 4 | 使用日時 | 年 月 日 時 分 |
| 5 | 飛行路線 | ～ ～ |
| 6 | その他 | |

（日本工業規格A列4番）

住所 _____ 氏名 _____

「住所電話番号 _____」 「東京都知事 殿 記」 「東京都知事 殿」

「(イ) 型式 _____ (ロ) 国籍登録記号 _____」

「5 その他 _____」

「5 その他 _____」

（日本工業規格A列4番）

別記第四号様式を次のように改める。

（日本工業規格A列4番）

第4号様式 (第4条関係)

空港内土地・建物・設備使用許可申請書

No. _____

東京都管空港条例第11条の2の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住所
電話番号
氏名

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

印

東京都知事 殿

| | | |
|---|--------------------------|--|
| 1 | 使用しようとする場所、 建物又は設備の名称 | |
| 2 | 使用の目的 | |
| 3 | 使用しようとする 土地・建物の面積 | |
| 4 | 使用しようとする期間 | |
| 5 | その他 | |

(日本工業規格A列4番)

原記第四号様式の三及び第四号様式の四中「下記」や「次」に

「住所」
氏名 _____ 印
「住所」
電話番号 _____ 氏名 _____ 印

「東京都知事 殿」
「東京都知事 殿」に送る。

原記第五号様式中「下記」や「次」に _____ 印

「住所」
電話番号 _____ 氏名 _____ 印
「東京都知事 殿」
「東京都知事 殿」に

4 使用日時、その他
考と なるべき事項 _____ 印

4 使用日時、その他
考と なるべき事項 _____ 印

(日本工業規格A列4番)

原記第五号様式の二中「下記」や「次」に _____ 印

「住所」
電話番号 _____ 氏名 _____ 印
「東京都知事 殿」
「東京都知事 殿」に

に送る。

原記第六号様式中「下記」や「次」に 「東京都管空港管理条例」や「東京都管空港
条例」に 「条第1項の規定により申請します。」
「条第1項の規定により申請
します。」に送る。

附 則

- この規則は、平成三十年七月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都管空港条例施行規則別記第一号様式、第二号様式、第三号様式の二、第三号様式、第四号様式、第四号様式の三、

第四号様式の四、第五号様式、第五号様式の二及び第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第八百三十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年六月八日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 武蔵野市、小平市及び西東京市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成三十年七月十七日から同年八月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百三十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき小山片所土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のように告示する。

平成三十年六月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 小山片所土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 町田市小山町二千三百七十三番地五
- 三 設立認可の年月日 平成二十七年五月十九日
- 四 変更の内容 事務所の所在地を町田市小山町五千番地六に変更する。
- 五 変更認可の年月日 平成三十年六月八日

●東京都告示第八百三十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき稲城上平尾土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 稲城上平尾土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十二年七月二十九日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

稲城市大字平尾字六号、字十号、字十一号、字十二号及び字十三号並びに同市大字坂浜字十七号及び字十八号の各一部

四 事務所の所在地

稲城市平尾一丁目三十三番地の三十四

五 設立認可の年月日

平成二十二年七月二十九日

六 変更認可の年月日

平成三十年六月八日

●東京都告示第八百三十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。))を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区本木西町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びにほう素及びその化合

物

別図

【起点】
起点は、足立区本木西町8番28の最北端から東へ13.34m、更に南へ2.17mの地点とする。



- 【凡例】
- 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域
 - - - 単区区画
 - 筆境界

【格子の回転角度(9度44分43秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右に回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百三十九号

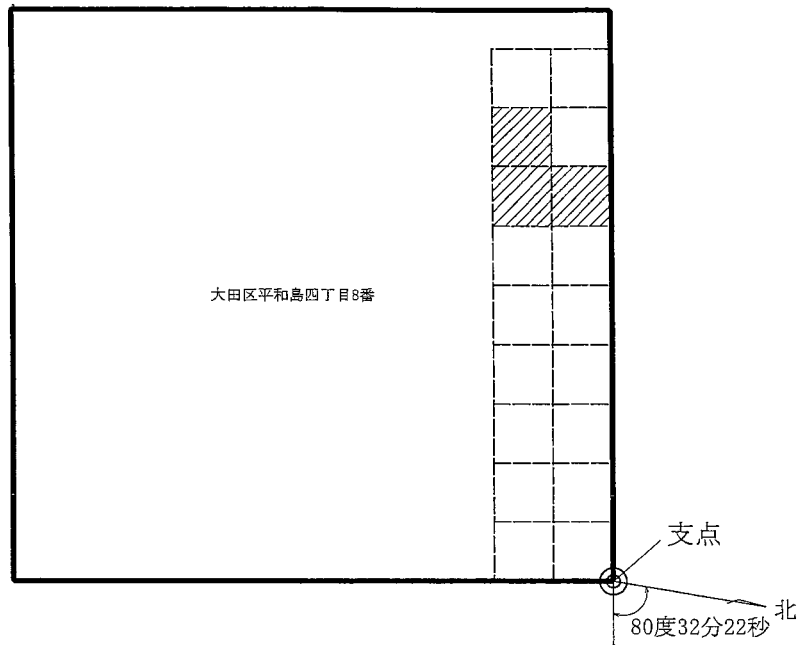
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月八日


東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区平和島四丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十一号に該当する。

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第11号に該当する区域)

【支点】

支点は、大田区平和島四丁目8番の最北端とする。

【格子の回転角度(80度32分22秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百四十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月八日

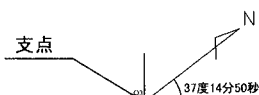
東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（立川市泉町地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別 図

| 測点 | X | Y | 境界線種類 |
|--------|------------|------------|-------|
| Q3(支点) | -31442.770 | -38280.515 | 計算点 |
| V52 | -31708.449 | -38281.434 | 市石標 |
| V51 | -31709.634 | -38281.126 | 市石標 |
| Q6 | -31716.368 | -38278.501 | 市石標 |
| V45 | -31722.838 | -38275.278 | 都石標 |
| V44 | -31728.949 | -38271.416 | 都石標 |
| V43 | -31734.623 | -38268.931 | 都石標 |
| V58 | -31739.812 | -38261.892 | 都石標 |
| V57 | -31744.425 | -38256.324 | 都石標 |
| V56 | -31758.585 | -38237.556 | 都石標 |
| Q7 | -31760.877 | -38234.499 | 計算点 |
| Q8 | -31572.761 | -38099.757 | 計算点 |

世界測地系座標



【凡 例】

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

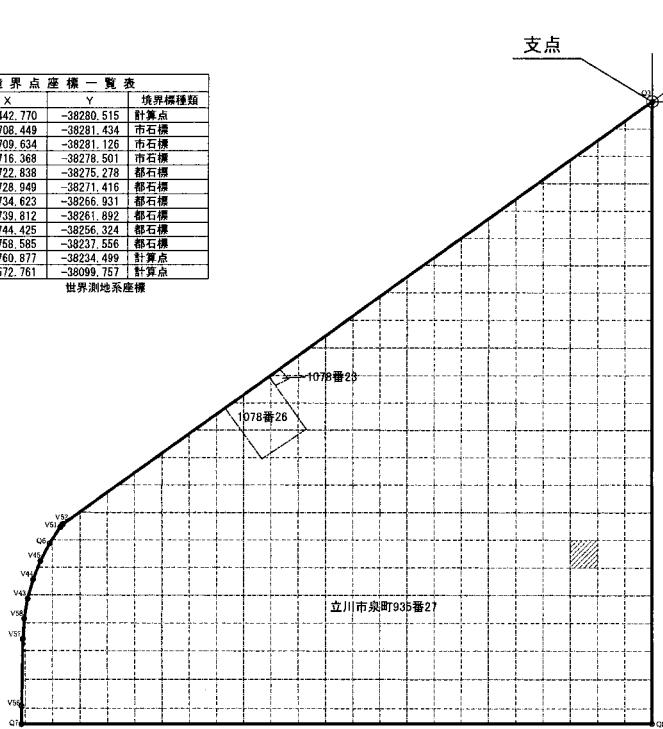
【支 点】

支点の位置は、
X=-31442.770
Y=-38280.515とする。

※支点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(37度14分50秒)】

格子の回転角度は支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第八百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月八日

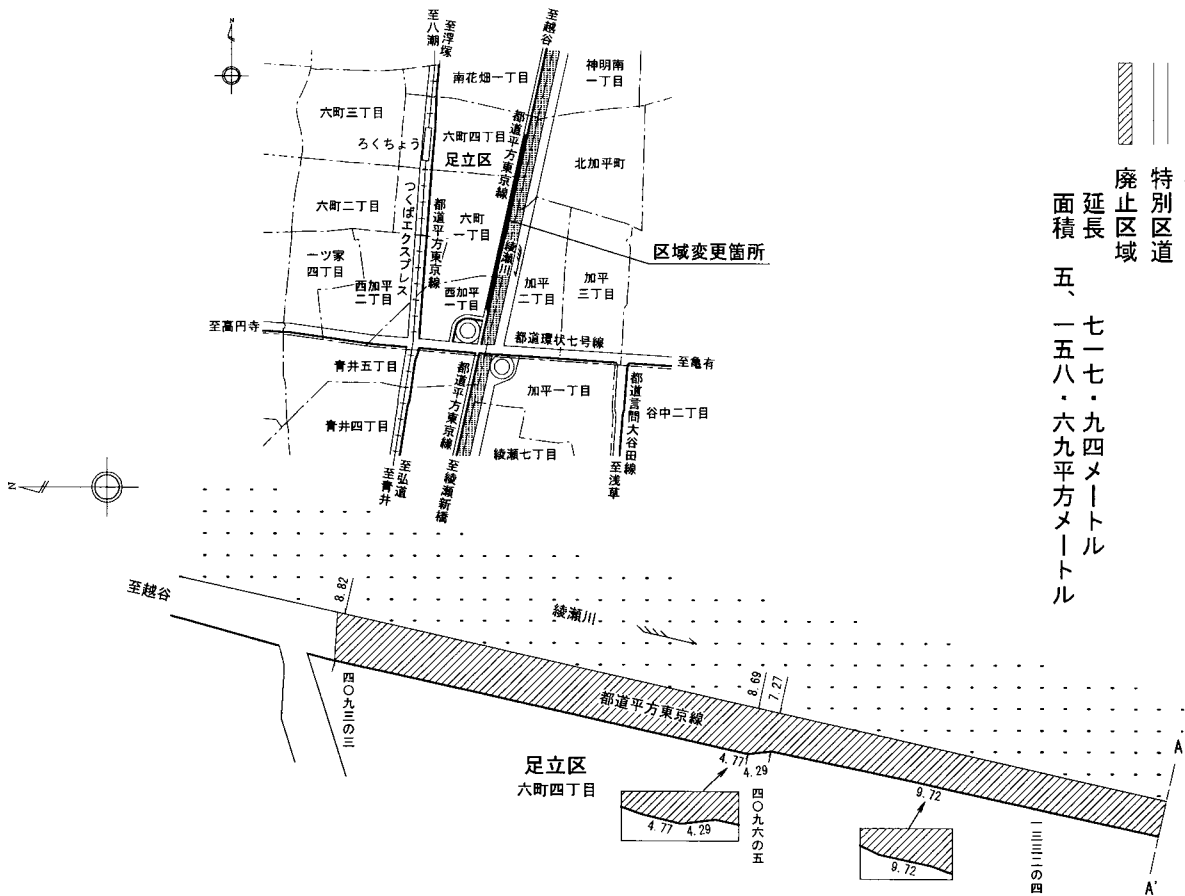
東京都知事 小池百合子

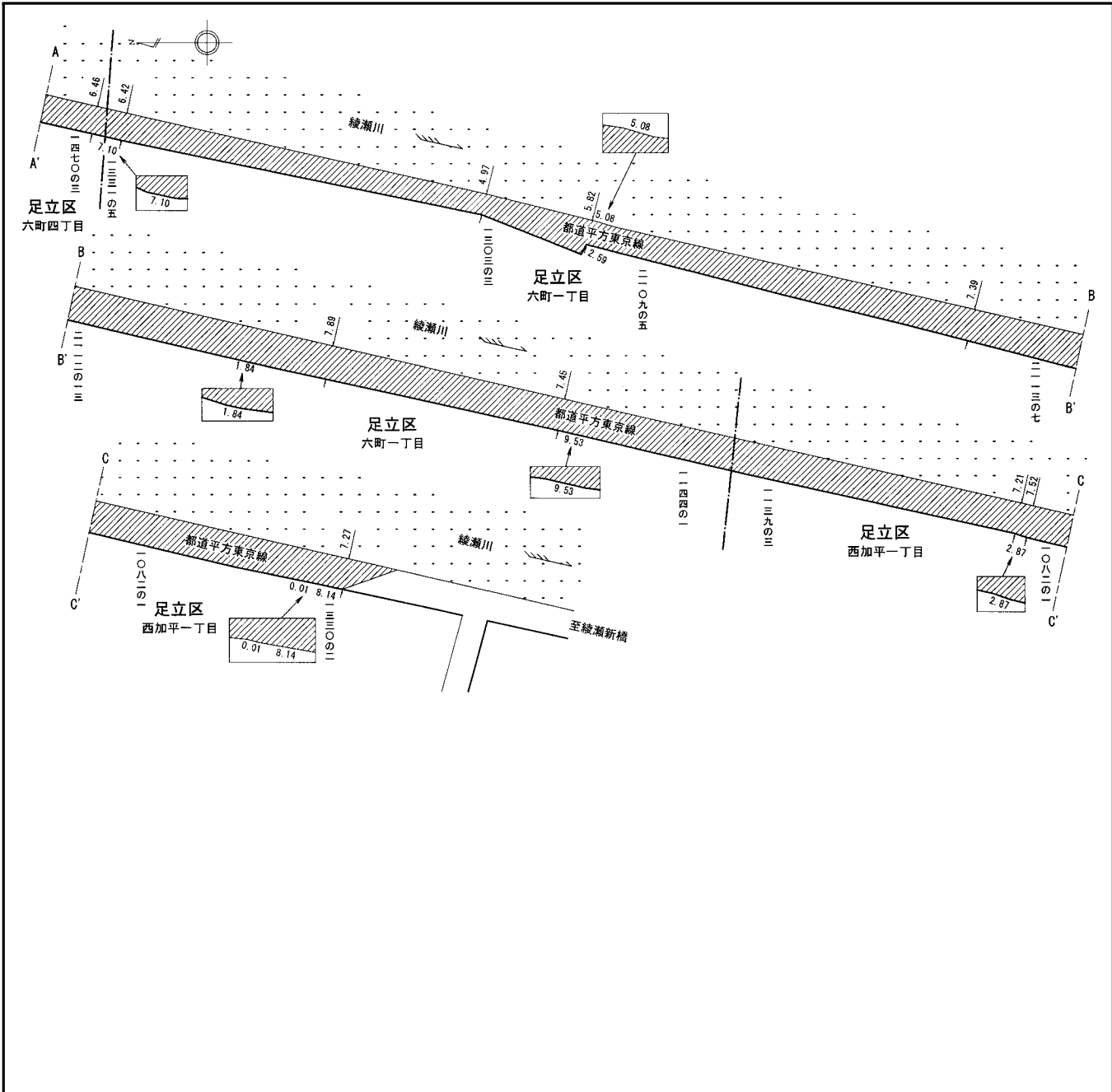
- 一 路線名 平方東京
- 二 変更の区間 足立区六町四丁目四千九十三番三地先から同区西加平一丁目千三百三十番二地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道平方東京線区域変更略図
足立区六町四丁目〜西加平一丁目

都道
特別区道
廃止区域
延長 七・七・九四メートル
面積 五・一五八・六九平方メートル





告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による政治団体の届出について、やすはら和美後援会から訂正の報告があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出(平成三十年東京都選挙管理委員会告示第六十二号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年六月八日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)の部(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体の款やすはら和美後援会の項中「中野 代江」を「中野 和江」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、やすはら和美後援会から訂正の報告があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体の届出事項の異動の届出(平成三十年東京都選挙管理委員会告示第八十号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年六月八日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)の部やすはら和美後援会の項中「中野 代江」を

「中島 早苗子」に改める。

雑報

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百五十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成三十年六月八日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第七百五十四回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 二億一千万枚 六百三十億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として二十一単位(二十一ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額 一枚三百円
五 証券型式 開封式
六 発売期間 平成三十年七月九日から同年八月三日まで
七 抽せん期日 平成三十年八月十四日
八 当せん金支払開始期日 平成三十年八月二十日

九 当せん金の額及び当せんの数
等 級 当せん金 当せん本数
一等 五億円 一本
一等の前後賞 一億円 二本
一等の組違い賞 九十九本
二等 十億円 二本
三等 十億円 十本
四等 十億円 三百本
五等 十億円 十本
六等 十億円 百本
夏祭り賞 二万円 二千本

計 百十万二千四百十四本

備考 一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百五十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成三十年六月八日

全国道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第七百五十五回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 一億枚 三百億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として十単位(十ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 開封式
五 証券型式 一枚三百円

六 発売期間 平成三十年七月九日から同年八月三日まで

七 抽せん期日 平成三十年八月十四日

八 当せん金支払開始期日 平成三十年八月二十日

| | | |
|-----------------|------|-------|
| 九 当せん金の額及び当せんの数 | 当せん金 | 当せん本数 |
| 等 級 | 五千万円 | 五本 |
| 一等 | 千万円 | 十本 |
| 一等の前後賞 | 千万円 | 十本 |
| 二等 | 百万円 | 百本 |
| 三等 | 十万円 | 千本 |
| 四等 | 一万円 | 一万本 |
| 五等 | 三千円 | 十万本 |
| 六等 | 三百円 | 百万本 |
| 七等 | 二百円 | 三千本 |
| 夏祭りミニ賞 | 二万円 | 三千本 |

計 百一十一万四千二百二十五本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第二百五十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成三十年六月八日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第七百六十回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 四千万枚 八十億円
(二十億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット)。)

四 証券金額 開封式
五 証券型式 一枚二百円

六 発売期間 平成三十年八月二十二日から同年九月十一日まで

七 抽せん期日 平成三十年九月十三日

八 当せん金支払開始期日 平成三十年九月十八日

| | | |
|-----------------|------|-------|
| 九 当せん金の額及び当せんの数 | 当せん金 | 当せん本数 |
| 等 級 | 一億円 | 一本 |
| 一等 | 一千万円 | 二本 |
| 一等の前後賞 | 五千万円 | 二本 |
| 二等 | 千万円 | 五本 |
| 三等 | 百万円 | 百本 |
| 四等 | 十万円 | 千本 |
| 五等 | 一万円 | 一万本 |
| 六等 | 二千元 | 十万本 |
| 七等 | 二百円 | 百万本 |

計 百一十一万一千零八本

備考

当せん本数は、発売額二十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 五〇円
六、六〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001

